

官民（公民）比較における比較給与の範囲

民間			国家公務員	地方公務員
所定内給与	決まって支給 する給与(※2) －時間外手当 －通勤手当	比較給与項目	俸給の月額	給料の月額
			扶養手当	扶養手当
			俸給の特別調整額	管理職手当
			本府省業務調整手当	—
			地域手当	地域手当
			広域異動手当	—
			研究員調整手当	—
			初任給調整手当	初任給調整手当
			住居手当	住居手当
			単身赴任手当〔基礎額〕	単身赴任手当〔基礎額〕
			特地勤務手当等	特地勤務手当等
			寒冷地手当	寒冷地手当
			—	へき地手当等
	通勤手当 時間外手当 (※3)	比較外給与項目	通勤手当	通勤手当
			特殊勤務手当	特殊勤務手当
			単身赴任手当〔加算額〕	単身赴任手当〔加算額〕
			—	農林漁業普及指導手当
			—	災害派遣手当
			—	(定時制通信教育手当)
			—	(産業教育手当)
			—	(義務教育等教員特別手当)
			宿日直手当	宿日直手当
			超過勤務手当等	時間外勤務手当等
所定外給与			管理職員特別勤務手当	管理職員特別勤務手当

※1 俸給（給料）の月額には俸給（給料）の調整額及び切替えに伴う差額を、特地勤務手当等には特
地勤務手当に準ずる手当を、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当を、時間外勤務手当等
には休日勤務手当及び夜勤手当を含む。また、（ ）の手当は、一般行政職には支給されない手
当であることを示す。

※2 職種別民間給与実態調査における「決まって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手
当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与をい
う。

※3 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、
宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。